

○那珂川町介護施設等物価高騰対策事業費交付金交付要綱

令和4年11月8日

告示第75号

(趣旨)

第1条 この告示は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、物価の高騰を受け介護施設等における食事提供に要する経費の負担が増加していることから、介護施設等を運営するものに対し、その経費の一部を支援するため、那珂川町介護施設等物価高騰対策事業費交付金（以下「交付金」という。）を交付することについて、必要な事項を定める。

(交付対象者)

第2条 交付金の交付の対象となるものは、令和4年10月1日（以下「基準日」）までに町内に事業所を開業し、次の各号に掲げる施設等（以下「交付対象施設等」という。）を運営するものとする。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第7項に規定する通所介護を行うもの
- (2) 法第8条第9項に規定する短期入所生活介護を行うもの
- (3) 法第8条第17項に規定する地域密着型通所介護を行うもの
- (4) 法第8条第18項に規定する認知症対応型通所介護を行うもの
- (5) 法第8条第19項に規定する小規模多機能型居宅介護を行うもの
- (6) 法第8条第20項に規定する認知症対応型共同生活介護を行うもの
- (7) 法第8号第22項に規定する地域密着型介護老人福祉施設
- (8) 法第8号第27号に規定する介護老人福祉施設
- (9) 老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下「法」という。）第29条に規定する有料老人ホーム
- (10) 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号。以下「法」という。）第5条に規定するサービス付き高齢者向け住宅
- (11) 町が委託する配食サービスを行うもの

2 前項の規定にかかわらず、交付金の交付の対象となるものは、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 基準日においてサービスの提供を休止していないものに限る。
- (2) 町税等の滞納がないこと。
- (3) 代表者又は役員が那珂川町暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員、同条第4号に規定する暴力団等に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないこと。

(交付額及び交付回数)

第3条 交付金の額は、別表に定める額とし、交付回数は1回限りとする。

(交付の申請)

第4条 交付金の交付を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、交付金交付申請書（様式第1号）に掲げる書類を添えて、令和5年1月31日までに町長に申請するものとする。

(交付の決定)

第5条 町長は、前条に定める申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、予算の範囲内において、その交付を決定する。

2 町長は、前項の規定により交付を決定した場合は、交付決定通知書（様式第2号）を用いて、申請者に通知するものとする。

(交付の請求)

第6条 第5条の規定により通知をうけた交付事業者等が、交付金等の交付を受けようとするときは、交付金請求書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 交付決定通知の写し
- (2) その他町長が必要と認める書類

(交付決定の取り消し)

第7条 町長は、前条の交付を決定した後であっても、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その決定を取り消すことができる。

- (1) 申請者が、第2条で定める要件を満たしていないことが判明したとき。
- (2) 申請者が、虚偽その他の不正な手段により、交付の決定を受けたとき。
- (3) 前2号で定めるものの他、町長が交付を取り消すことが適当であると認めるとき。

(交付金の返還)

第8条 町長は、前条に定める交付決定の取り消しが、申請者に交付金を支払った後であったときは、交付金の全部又は一部を返還させることができる。

2 町長は、前項の返還を請求する場合は、返還させる交付金に加えて、別に定める加算金も併せて請求することができる。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年12月8日から施行する。

別表 (第3条関係)

交付対象施設及び交付額

対象施設等	定員数	交付額
(1) 通所介護を行うもの	20名以上	150,000円
	15名以上	100,000円
	15名未満	50,000円
(2) 短期入所生活介護を行うもの	50名以上	1,000,000円
(3) 地域密着型通所介護を行うもの	40名以上	700,000円
(4) 認知症対応型通所介護を行うもの		
(5) 小規模多機能型居宅介護を行うもの	30名以上	500,000円
(6) 認知症対応型共同生活介護を行うもの	20名以上	300,000円
(7) 地域密着型介護老人福祉施設	20名未満	200,000円
(8) 介護老人福祉施設		
(9) 有料老人ホーム	50名以上	500,000円
(10) サービス付き高齢者向け住宅	50名未満	300,000円
(11) 配食サービスを行うもの		100,000円

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

那珂川町長 様

（申請者）

住 所

氏 名

印

令和4年度那珂川町介護施設等物価高騰対策事業費交付金交付申請書

令和4年度那珂川町介護施設等物価高対策事業費交付金について、令和4年度那珂川町介護施設等物価高騰対策事業費交付金交付要綱第4条の規定により、下記のとおり申請いたします。

（申請者） 所在地 名称 代表者氏名	
交付対象施設等の名称	
交付対象施設等の所在地	那珂川町
施設等の定員数	名
交付金申請額	円
添付書類	・定員数が分かる書類の写し ・その他町長が特に必要と認める書類 ()

様式第2号(第5条関係)

第 号

年 月 日

様

那珂川町長

那珂川町介護施設等物価高騰対策事業費交付金の交付決定等について

年 月 日付けで交付申請書の提出があったことについて、別紙指令書のとおり交付決定を行ったので通知します。

については、那珂川町介護施設等物価高騰対策事業費交付金要綱の第6条の規定に基づく交付請求書を次のとおり提出願います。

記

- 1 請求書の様式 別添のとおり
- 2 請求書の提出先 那珂川町 健康福祉課

様式第3号（第6条関係）

那珂川町介護施設等物価高騰対策事業費交付金交付請求書

金 _____ 円

年 月 日付け那珂川町指令 第 号をもって交付決定のあった標記
交付金等を下記のとおり交付されるよう、那珂川町介護保険施設等物価高騰対策事業
費交付金要綱第6条の規定により請求します。

年 月 日

那珂川町長 様

住 所

(名 称)

氏名又は代表者名

印

関係書類

- (1) 交付金交付決定書（様式第2号）の写し
- (2) 振込先口座名

金融機関名	
支 店 名	
口座の種別	普通 ・ 当座
口 座 番 号	
(カ ナ)	
口 座 名 義	